

# 町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(宛先)  <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">                     伊方町受付印                 </div> 伊方町長  年 月 日提出	申 請 者	所在地 (住所)	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称		連 絡	担 当 部 署	
		代 表 者	印	先	担 当 者	
				電 話 番 号		

地方税法第321条の5の2及び伊方町税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月以降の納期に係る町民税・県民税特別徴収税額			
申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける全ての者の人数(伊方町在住を問わず)  ※うち、アルバイト等の雇用がある場合は( )内に人数を記入(再掲)	年 月分	人 ..... ( 人 )	年 月分	人 ..... ( 人 )
	年 月分	人 ..... ( 人 )	年 月分	人 ..... ( 人 )
	年 月分	人 ..... ( 人 )	年 月分	人 ..... ( 人 )
町税の滞納や納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由であるときは、その理由の詳細			この申請書の提出日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無	有 ・ 無

※ 町処理欄(下欄は記入しないでください。)

処 理 区 分	(却下の理由)	決 裁 欄	決 裁 年 月 日	課 長	室 長	担 当 者
承 認 ・ 却 下			年  月 日			

## 特別徴収の納期の特例について

- 給与等の支払を受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者は、この申請書を提出し承認された場合は、給与等の支払の際徴収した町県民税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます(翌年度以降にも引き継ぎます)。

6月分 から 11月分 まで	.....	<b>12月10日まで</b>
12月分 から 翌年5月分 まで	.....	<b>翌年6月10日まで</b>

※ この納期の特例は、退職手当等に係る特別徴収にも適用されます。

- 納期の特例の承認を受けようとする特別徴収義務者の要件
  1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満であること。
  2. 町税の滞納や納入遅延のないこと(やむを得ないと認められる場合を除く。)
  3. この申請書の提出日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことのないこと。
- 以上の要件に該当し、承認を受けた以降に給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければなりません。